

第二百三回国会 参議院災害対策特別委員会会議録第四号

令和二年十一月二十五日(水曜日)

午後零時八分開会

委員の異動

十一月二十四日

辞任

上月 良祐君
高橋 克法君
高橋はるみ君
中西 祐介君

補欠選任

野村 哲郎君
酒井 庸行君
大野 泰正君
藤木 眞也君

出席者は左のとおり。

理事
委員長

新妻 秀規君

足立 敏之君
馬場 成志君
斎藤 嘉隆君
杉 久武君

委員

大野 泰正君
加田 裕之君
酒井 庸行君
自見はなこ君
そのだ修光君
滝沢 求君
野村 哲郎君
藤木 眞也君
小沼 巧君
熊谷 裕人君
塩村あやか君
平木 大作君
室井 邦彦君

国務大臣

内閣府特命担当大臣(防災)
国務大臣 小此木八郎君

副大臣

内閣府副大臣 赤澤 亮正君

大臣政務官

内閣府大臣政務官 和田 義明君

事務局側

常任委員会専門員 林 浩之君

本日の会議に付した案件

○被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(新妻秀規君) ただいまから災害対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日、高橋はるみ君、高橋克法君、上月良祐君及び中西祐介君が委員を辞任され、その補欠として大野泰正君、酒井庸行君、野村哲郎君及び藤木眞也君が選任されました。

○委員長(新妻秀規君) 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案を議題といたします。
政府から趣旨説明を聴取いたします。小此木防災担当大臣。

○国務大臣(小此木八郎君) お世話になります。ただいま議題となりました被災者生活再建支援

法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本法律案は、近年の自然災害の頻発化、激甚化を踏まえ、被災者生活再建支援金の支給対象となる被災世帯の範囲を拡大することで、被災者の居住の安定の確保による生活の再建を支援することを目的とするものであります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。次に、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯を被災世帯に追加することとしております。

第二に、今回追加される世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金の額は、住宅を建設し、又は購入する世帯については百万円、住宅を補修する世帯については五十万円、住宅を賃借する世帯については二十五万円と定めることとしております。

第三に、この法律は、公布の日から施行するものとしております。

また、この法律による改正後の被災者生活再建支援法の規定は、令和二年七月三日以後に発生した自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金の支給について適用することとしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(新妻秀規君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。
午後零時十一分散会

十一月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律

被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ロ中「によりその」を「により、その」に改め、同号に次のように加える。

ホ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロからニまでに掲げる世帯を除く。）

第三条第二項中「第五項」を「第七項」に、「同じ。」を「同じ。」のうち前条第二号イからニまでのいずれかに該当するもの」に改め、同項第三号中「を除く」を「第五項第三号において「公営住宅」という、」を除く」に改め、同条第三項中「被災世帯が、」を「同項に規定する被災世帯が、」に、「当該各号」を「当該世帯が該当する同項各号」に改め、同条第五項中「前二項」を「第二項から前項まで」に、「及び第三項」を「第三項及び第五項」に、「前項」を「第四項」を「読み替える」を「第五項中「二十五万円」とあるのは「十八万七千五百円」と読み替える」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 被災世帯のうち前条第二号ホに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 百万円
- 二 その居住する住宅を補修する世帯 五十万円
- 三 その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 二十五万円

6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高い額とする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して、この法律による改正後の被災者生活再建支援法第二条第二号（ホに係る部分に限る。）及び第三条（同号ホに係る被災世帯に係る部分に限る。）の規定は、令和二年七月三日以後に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金の支給について適用する。